

令和6年度 藤井寺市保育所等利用者負担額(保育料)徴収額表 R6.4改正

単位:円

支給認定保護者の属する世帯の所得の階層区分		3歳未満児	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯等	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	市町村民税均等割のみの世帯	8,500	8,300
第4	市町村民税所得割額 25,000円未満	9,500	9,300
第5	市町村民税所得割額 25,000円 ~ 55,000円未満	15,500	15,200
第6	市町村民税所得割額 55,000円 ~ 65,000円未満	16,500	16,200
第7	市町村民税所得割額 65,000円 ~ 85,000円未満	20,000	19,600

単位:円

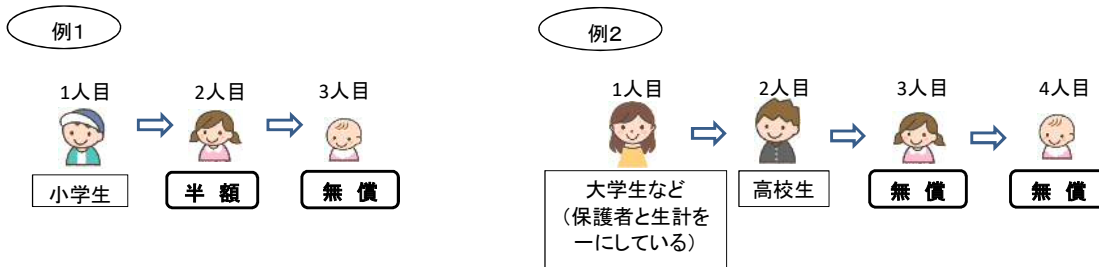
支給認定保護者の属する世帯の所得の階層区分		3歳未満児	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第8	市町村民税所得割額 85,000円 ~ 97,000円未満	25,500	25,000
第9	市町村民税所得割額 97,000円 ~ 145,000円未満	37,000	36,300
第10	市町村民税所得割額 145,000円 ~ 169,000円未満	40,000	39,300
第11	市町村民税所得割額 169,000円 ~ 301,000円未満	51,000	50,100
第12	市町村民税所得割額 301,000円 ~ 397,000円未満	53,000	52,000
第13	市町村民税所得割額 397,000円以上	55,000	54,000

※3歳児以上については、利用者負担額は無償です(給食費やその他雑費は別途支払いが必要です。)

- 本市の利用者負担額(保育料)は、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による、市町村民税で決定します(第1階層は除く)。ただし、市町村民税が未申告等により、利用者負担額の判定ができない場合は、最高額(仮算定)の徴収となります。また転入等により本市に課税台帳がない場合は、保護者からマイナンバーを提出いただき他市へ課税情報の照会をさせていただき、課税証明書等を提出していただき、利用者負担額を決定します。
- 2人以上の子どもがいる場合、2人目の利用者負担額は半額、3人目以降は無償となります。**令和6年度より、対象者を拡充しました。**詳しくは下記「多子世帯の軽減措置」をご参照ください。
- 第3階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいいます。
- 第4階層から第13階層までにおける「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいいます。
- ただし、所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除及び寄附金税額控除等の税額控除(調整控除を除く。)を適用する前の額とします。
- 利用者負担額の決定にあたっては、当該年度の初日の前日における満年齢によるものとし、当該年度中はその年齢を適用します。例えば、4月1日時点で満2歳だった子どもが年度途中で満3歳になった場合、3歳児以上として利用者負担額が無償となるのは、年度途中からではなく次年度の4月1日からとなります。
- 月の途中で入所又は退所した場合は、利用者負担額を日割りで計算します。
- 4月分から8月分の利用者負担額については前年度の税額とし、9月分から翌年3月分の利用者負担額は当該年度の税額とします。
- 税額及び世帯に変更が生じた場合は速やかに申し出てください。利用者負担額の変更は原則として申請の翌月からとなります。
- 3歳児(当該年度の4月1日時点で)以上については、利用者負担額は無償です。(給食費やその他雑費は別途支払いが必要です。)

多子世帯の軽減措置

保護者と生計を一にする子どものうち、最年長の子どもから数えて2人目の利用者負担額は半額、3人目以降は無償となります。
 ※上の子が無償化の対象であっても多子カウントに含めます。
※令和6年度より、所得要件や年齢制限を撤廃し対象者を拡充しました。



※多子世帯に対する利用者負担額の軽減措置に関する注意点

多子世帯に対する利用者負担額の軽減措置に関して、藤井寺市に住民票がある同一世帯の兄弟については多子カウントに反映させていますが、別世帯や藤井寺市外に住民票がある兄弟については市で把握できませんので、生計を一にする(保護者が扶養している)子どもがいる場合は申し出てください。また、生計が別になった場合もその時点で必ず申し出てください。

ひとり親世帯等の軽減措置

下記条件に該当する世帯で市町村民税所得割額が77,100円以下の方(第3階層から第6階層及び第7階層の一部)について、支給認定保護者と生計を一にする子どものうち、最年長の子どもから数えて1人目の利用者負担額は下記の表のとおり、2人目以降は無償となります。

- ・要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)である世帯
- ・ひとり親世帯・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に子どもを扶養している者の世帯
- ・以下に該当する在宅障害児(者)のいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児
 - オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者等

ひとり親世帯等の軽減措置(1人目の徴収額)

単位:円

支給認定保護者の属する世帯の所得の階層区分		3歳未満児	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	市町村民税均等割のみの世帯	4,250	4,150
第4	市町村民税所得割額 25,000円未満	4,750	4,650
第5	市町村民税所得割額 25,000円 ~ 55,000円未満	7,750	7,600
第6	市町村民税所得割額 55,000円 ~ 65,000円未満	8,250	8,100
第7	市町村民税所得割額 77,100円以下	9,000	8,800

※市民税所得割額77,101円以上の世帯は、ひとり親世帯等の軽減措置の対象にはなりません。
※3歳児以上は無償
※2人目以降は無償

藤井寺市 こども未来部
こども育成課 入所担当
Tel 072-939-1126(直通)